

(利用者へ配布用)

## 福祉車両「やまびこ号」利用規程(抜粋)

神戸市重度心身障害児(者)父母の会

### 1. 利用の目的

福祉車両「やまびこ号」は、次の事由により送迎の必要があるとき利用できるものとする。

- ① 在宅障害者の短期入所
- ② 施設利用者の帰省、帰所
- ③ 在宅障害者の行事参加
- ④ その他心身障害児(者)の社会参加の促進と福祉の増進に必要なとき

### 2. 利用対象者

神戸市重度心身障害児(者)父母の会(以下「当会」という)会員とその家族および賛助会員、その他当会が必要と認めた者とする。ただし、運転手の年齢は満30歳以上とする。  
※運転手がない場合、相談のうえ運転手を紹介することがある。

### 3. 利用定員

車椅子2名、介助者席5名、助手席2名、合計9名

### 4. 利用時間

原則として、利用当日の午前9時から午後5時まで(車両の出入庫時間を基準)とする。

### 5. 利用できない日

次の日及び期間は、原則として、利用することができない。

- ① 年末年始(12月27日～翌年1月6日)
- ② 夏季(8月14日～8月16日)
- ③ その他当会が必要により定めた日

※運転手の紹介は原則的に平日のみとし、土曜・日曜・祝日は行わない。

### 6. 費用負担

利用者は、次の費用を負担する。

#### (1) 車両維持協力金

- ① 1回4,000円とする(終日利用)。ただし、4時間までの使用は1回2,000円とする。

#### (2) 燃料費

- ① 車両を返却する時にガソリンを満タンにして返却することとする(領収書提示)。
- ② 給油ができなかった場合、走行距離に、1kmあたり50円を乗じた額を支払う。

#### (3) 通行料・駐車料等の費用

- ① 利用者が実費を負担する。

#### (4) 運転手に係る費用(運転手を必要とする場合)

- ① 基本料金は、最初の1時間は1,500円とし、以後30分ごとに500円を加算した額と

する。この場合、車両維持協力金は徴収しない。

- ② 前項①の場合の時間の計算は、車両が心障センターの車庫を出庫した時刻から車庫に入庫した時刻までの時間とする。

## 7. 利用の申し込み

「福祉車両やまびこ号利用申込書」に必要事項を記入し、下記の書類を添えて利用しようとする日の2週間前までに、当会本部へ申し出て利用の承認を受けることとする。

(添付書類) 運行行程表、乗車人名簿、その他必要とするもの

## 8. 介助者の添乗

必ず介助者(利用者に対しての責任をもてる者に限る)を添乗させること。なお、当会では介助者の配置はしない。

## 9. 利用の承認内容の変更等

① 利用の承認を受けた者が、その利用承認事項を変更しようとするとき又はその利用を取り消すときは速やかに当会本部へ申し出ること。

② 前項において変更しようとする事項が当初の内容と著しく相違する場合はその変更を承認しないことがある。

③ 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、行程の変更、貸し出しの中止その他必要な措置を講ずることがある。

一、 天災その他の事由により、安全の確保に支障の生ずるおそれがあるとき

二、 その他やむを得ない事由が生じたとき

## 10. 利用の制限

次のいずれかに該当するときはその利用を承認せず、または承認の取り消しをすることがある。

① 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

② 車両、またはその付属器具を損傷するおそれがあると認められるとき

③ 利用承認の条件に違反したとき

④ その他取り決め事項に違反したとき

## 11. 原状回復の義務

利用者は、故意または過失により車両またはその付属器具を損傷または滅失したときは、これを原状に回復しこれに要する費用を負担すること。

## 12. 事故の補償責任

万一の事故が発生した場合は、当会は、車両保険で補償できる額の限度を超える部分について一切補償しない。

## 13. この規程は、平成23年1月11日から適用する。